

**国民健康保険被保険者証
(保険証) を更新します**

現在、みなさんが使用している保険証の有効期限は、令和2年(平成32年)8月31日です。

8月中旬に、9月1日から使用する保険証を簡易書留郵便で送付します。ただし、短期証の方は国保年金課の窓口で交付します。

9月1日以降に診療を受ける際は、必ず新しい保険証を医療機関に提示してください。

※現在使用している保険証は、9月1日以降、国保年金課へ返却していただくか、個人情報に注意して破棄してください。

問い合わせ

国保年金課 ☎ 84-0651

納期限のお知らせ

8月31日(月)

- ◆市・県民税(2期)
- ◆国民健康保険税(2期)
- ◆介護保険料(2期)
- ◆後期高齢者医療保険料(2期)

**納期限内に
忘れずに納付しましょう**

※口座振替による納税が便利です。ご希望の方は収納課までお問い合わせください。

☎ 84-0624

半田市下水道事業経営戦略を策定しました

【問い合わせ】下水道課 ☎ 84-0675

半田市下水道事業経営戦略は、将来にわたって安定的に下水道事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。

計画書は、市ホームページ及び下水道課で閲覧できます。



▲市ホームページ

パブリックコメントの結果をご報告します

令和2年4月1日(水)～4月30日(木)に半田市下水道事業経営戦略(案)に対する意見募集を行いました。

公表期間 8月1日(土)～8月31日(月)

公表場所 市役所(1階意見募集コーナー、2階下水道課)、雁宿ホール、市民交流センター、図書館・博物館、公民館(有脇、亀崎、乙川、上池、岩滑、板山、成岩、神戸)、乙川交流センターニコパル、市ホームページ

提出意見数 1通2件

意見等の要旨

意見等に対する市の考え方

家庭生活で汚れた生活水が、どのように処理され、放流されているのかが理解されなければ使用料の議論はできないのではないのでしょうか。

下水道使用料は、家庭等から排出される「汚れた水」を「きれいな水」に処理するために必要な経費を負担いただくものです。はんだ市報や市ホームページなどを通じて下水道使用者のみなさまに下水道の仕組みや効果、コストなどについて理解していただけるよう努めてまいります。

半田市下水道事業経営戦略(案)に示されている使用料単価150円/㎡までを使用者が負担することは妥当と考えますが、現行の使用料単価との乖離も大きいことから、段階的な見直しを望みます。

仮に1㎡あたりの平均使用料を150円とした場合、25%を超える値上げが必要となり、市民が受ける影響は小さくないと考えています。下水道使用料の見直しにあたっては、下水道使用料審議会を開催することを予定しておりますので、その中でも審議していただき、検討してまいります。